



7 月 13 日（日）は 滋賀県知事選挙の 投票日です。

投 票 時 間：午前 7 時 ～ 午後 8 時

当日、仕事や外出などで投票に行けない方は、期日前投票をご利用ください。

期日前投票期間：6 月 27 日（金）～7 月 12 日（土）

投票率のアップをめざして みんなで、投票に行きましょう。

■ 期 日 前 投 票 所 を 増 設 し ま す。

“ビバシティ彦根 2 階 研修室（ちびっこ広場横）”

開 設 期 間 7 月 5 日（土）～12 日（土）

お買い物などのついでに、ご利用ください。



なお、6 月 28 日（土）、29 日（日）は、市役所前でイベントが開催され、大変混雑が予想されます。

特に、29 日午前 9 時から午後 3 時までは、市役所前が通行止めとなり、自動車等で市役所へお越しいただくことができません。

この 2 日間は“市立図書館”でも期日前投票をすることができます。

☆期日前投票所の期間、場所等は、裏面をご覧ください。

■期日前投票について

投票日当日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで投票所へ行けない方は、期日前投票をご利用ください。

【期日前投票】

- ・彦根市役所：6月27日（金）～7月12日（土）午前8時30分～午後8時
- ・稲枝支所：6月27日（金）～7月12日（土）午前8時30分～午後5時
- ・市立図書館：6月28日（土）、6月29日（日）午前8時30分～午後6時
- ・ビバシティ彦根2階研修室（ちびっこ広場横）
：7月5日（土）～7月12日（土）午前10時～午後7時

※ 投票の際は、投票所入場券を持参してください。

■不在者投票について

学生や単身赴任などで住民票の異動をされていない方、出張や旅行中の方は、あらかじめ彦根市選挙管理委員会に投票用紙等を請求し、滞在地の選挙管理委員会で投票することができます。

入院中の方は、病院で不在者投票ができますので、病院を通じて投票用紙を請求してください。投票できる病院は、指定されていますので、病院、彦根市選挙管理委員会へお問い合わせください。

また、老人ホーム等の指定施設でも投票することができます。

住所を異動された方の投票について

住所を異動された方は、投票の場所が変わったり、投票できない場合があります。

届出の別		届出の日		滋賀県知事選挙
転入届	滋賀県外からの転入	平成26年3月25日以前		彦根市で投票
		平成26年3月26日以後		投票できません
	滋賀県内の別の市町から転入	平成26年3月25日以前		彦根市で投票
		平成26年3月26日以後	平成26年2月26日以前に前住所を転出 平成26年2月27日以後に前住所を転出	投票できません (注 1)
転出届	滋賀県外へ転出			投票できません
	滋賀県内の別の市町へ転出	平成26年3月25日以前に新住所地へ転入届		新住所地で投票
		平成26年3月26日以後に新住所地へ転入届	平成26年2月26日以前に前住所を転出	投票できません
			平成26年2月27日以後に前住所を転出	(注 1)

(注 1) 前住所地の選挙人名簿に登録されている場合に、前住所地で投票できます。また、投票の際には、『引き続き滋賀県内の市町に居住する証明書』を提示しなければなりませんので、投票する日までに必ず市民課の窓口で交付を受けておいてください。なお、転出から4か月が経過しますと前住所地の選挙人名簿から登録が抹消されますので、投票することはできません。

問い合わせ先：彦根市選挙管理委員会事務局 電話：0749-30-6131